

一般社団法人入間市シルバー人材センター事務費規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人入間市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、仕事の発注者より徴収する事務費又はセンター業務委託料（包括的契約による場合に限る。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（事務費の徴収）

事務費とは、センターが取り扱う仕事の引き受けと、それを実際に行う会員への仕事の提供に要する諸経費等とし、仕事が完了した都度センターが徴収する。

2. センター業務委託料とは、センターが、発注者と締結した包括的契約に基づき会員業務を実施する会員の選定などに要する諸経費等をいい、発注者から、仕事の完了の都度、徴収するものとする。
3. 事務費又はセンター業務委託料は、仕事の見積総額に含めるものとする。

第3条（事務費の額）

- (1) 公共・公社公団・民間企業等の事務費の額は、受注額（配分金に相当する見込額）の概ね20%とする。
- (2) 独自事業・家庭・民間会社等の事務費の額は、車両・機材等に要する費用が多額となるので、受注額（配分金に相当する見込額）の概ね30%とする。

第3条の2（センター業務委託料の額）

センター業務委託料の額は、受注額（会員業務委託料に相当する見積額の10パーセントから30パーセントまでとし、理事長が決定する。）

2. 理事長は、前項の規定により算出した額が、センター業務として受託した仕事の内容から、発注者と締結した包括的契約に基づき会員業務を実施する会員の選定等に要する諸経費等に充てる額として過不足が認められるなど相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらずセンター業務委託料の額を決定することができる。この場合において、理事長は、決定したセンター業務委託料の額及びその決定理由を理事会に報告するものとする。

3. センターは、会員業務就業規約第2条に規定する会員業務の実施に必要となる材料等の購入等に要する費用に相当する額を発注者に請求する場合には、当該発注者と合意した額を限度として第3条の2第1項及び第2項で決定した額に加算することができる。

第4条（事務費又はセンター業務委託料の使途）

事務費又はセンター業務委託料（第3条の2第3項で決定した額を除く。）は、センターの事業を遂行するための経費に充てるものとする。

第5条（委任）

この規程に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。（旧第3条削除）

附 則

この規程は、平成18年11月28日から施行する。（第3条追加）

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第3条改正）

附 則

この規程は、令和4年8月25日から施行する。（第3条改正）

附則

この規程は、令和6年9月25日から施行し、令和7年4月1日から適用する。（第1条・2条追加、第3条の2追加）